

Title	吉田顕三(一八四八-一九二四)のこと : 『回想録・天僕隨筆』補遺
Author(s)	丸山, 博
Citation	大阪大学史紀要. 1987, 4, p. 2-24
Version Type	VoR
URL	https://hdl.handle.net/11094/10738
rights	
Note	

Osaka University Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

Osaka University

吉田顕三（一八四八—一九二四）のこと

『回想録・天僕随筆』補遺

丸山 博

目次

- 一 まえがき
- 二 『回想録―天僕随筆』のこと
- 三 藤沢南岳撰「碑文」のこと・他
- 四 府立大阪医学校・病院へ来任のこと
- 五 著書のこと
- 六 「弘済日記」のこと（明33）
- 七 『保寿利国論』のこと（明42、大2）
- 八 「聖連録」のこと（大2―13）
- 九 寄附行為のこと（大11）
- 十 むすび

一 まえがき

私が吉田顕三のことに関心をもちはじめたのは、彼の訳書『保寿利国論』を大阪の古本屋でみつけた戦前昭和十年代からのことである。

つぎは、昭和三十三年から四十八年まで大阪大学に在職中、教授会のひらかれる会議室には大阪大学医学部の前身である大阪府病院並びに医学部の創立から関係のふかいオランダ人医師二名（ボードウィン、エルメレンス）と日本人校長三名（吉田顕三、清野勇、佐多愛彦）の写真が壁面高くかかげられていたので、ついつい吉田顕三の事蹟のことに関心をふかめることになった。このとき藤野恒三郎教授から、吉田顕三の孫娘が当時国立予防衛生研究所の所長中村敬三氏の夫人であると紹介され、中村敬三氏宅を訪問し、いろいろ教示をうけた。その時、吉田顕三の『回想録―天僕随筆』の筆録者河村吉子嬢その人が他ならぬ中村夫人であったことを知った。昭和四十年十一月十六日のことである。そして遺品を拝見したとき、私は次の二つの文書「弘済日記」、「聖連録・（本朝大統記）」を拝借することになった。

他日、大阪における「医譚」の主宰者である著名な医史学者中野操博士に吉田顕三に関する研究文献についておたずねしたが、寡聞にして存ぜぬとのことであった。それから、吉田顕三のことについて次第に私の関心を深めることになった。

と言うのも、吉田顯三の訳本の原著リンドハイムの *Saluti Senecae* は吉田が興味をもったと同様に、私にとっても実に興味のかい問題を含んでいたからである。それはオーストリアの十九世紀末の昔話だと一言で片づけるわけにはいかない、日本の現在二十世紀の問題と切っても切りはなせない問題をもっているからである。またこの訳述への彼の執心ぶりに一方ならず感激したからである。

この『保寿利国論』と不即不離の關係にある未発表の原稿（『聖運録』が、たとえそれが遺族へのためのものかもしれないが、『保寿利国論』を出版したあと、この論文をかきあげるのに十年余を要し、その間、彼が病床にあり、右手の自由を失い、左手でかいた直筆の原稿を直接手にとってみたとき、それが最期の枕頭に置かれてあったと知らされたとき、言いようのない感激にうたれたのであった。そしてその原稿を無期限拝借の許可を得て、通読するの便宜を与へられた。このことで一層私をして吉田顯三との關係をふかかかわらせるようになったのである。

吉田顯三のことについては、彼の『回想録—天僕隨筆』で大略知りうるが、彼がとり組んだ学術上の事蹟については、ほとんどふれるところがないので、本稿は主としてこの問題について多少の新知見を得たのでそれを取り扱うことにする。しかし学術上の問題ときりはなせない、彼の回想録からの引用も必要なものは援用することにする。

二 『回想録—天僕隨筆』のこと

『回想録』編纂の経緯については、同書「跋」において岩田義玄が次のようにのべている。

先生、曩に宿痾を京都丸太町東三本木なる、山紫水明山陽碑畔の別墅に養ふや、往時を回想する毎に、愛孫河村吉子嬢をして之を筆録せしめ、聚めて卷をなせり。

余往訪の時、談本書のことに及ぶ。余曰く、先生の生涯録して、殆んど漏るゝなし。然れども、中に著書のことあるを見す。思ふに先生の著書は、我邦医学啓発の資料となるもの尠なからず、希くは此一欄を加へられんことを、と。先生笑ふて答へす他を云へり、故に余も亦重ねて之を云はさりき。何そ図らん、宿痾俄に革まり再び起つ能はざるに至れり、先生其起たざるを知るや、急報余を別墅に招き、枕頭本書の編纂を嘱す。一豎執へとも去らず。大正十三年三月一日終に不帰の客となりにき。同月三日遺骸を東山渋谷に荼毘し、同しく九日大阪四天王寺に葬る。会葬の諸氏五百有余名。喪主嗣子吉田馨氏、導師広教寺連技梅上尊融法師、法号貫通院釈顯三信士、茲に先生の功績を堙滅するに忍びず、記憶に存する著書の名称を録し、併せて墓碑の文と、当日諸氏朗読の弔辞とを掲げ、以て之を跋に代ふ。

本書の編纂は、以上述ぶるが如く、著者に諮るの暇なく、匆々に成れるもの、従て魯魚の誤り亦多からん、読者之を諒せられんことを。

大正十三年四月十八日

（『回想録』三二九—三三〇頁、文中傍点は筆者）

これが青湾岩田義玄の誌せる跋の全文である。吉田顯三が大正十三

年三月一日に死去し、葬儀が三月九日におわり、本書の印刷は六月十五日、発行は六月二十日、発行者は吉田薫で、非売品。印刷所は大阪市北区市之町二番地の斎藤竹生館と本書奥付にある。

因みに「回想録」の内容を列記すれば、緒言(1)学童時期(1)～(3)甫めて医家の門に入る(3)末田氏の三亦舎に入る(4)～(6)児玉有成氏の門に入る(6)～(9)大阪に遊学す(9)～(13)再び京阪に遊学す(13)～(19)清水谷侍従に随ひ函館に赴任す(19)～(31)青森港の冬営(31)～(36)甲鉄艦乗込(36)～(43)函館の進撃(43)～(61)函館賊徒追討日記(61)陸中国鉄ヶ崎宮古戦争記(61)～(62)松前福山城合戦の事(62)～(63)函館戦争記(63)～(60)函館鎮定品川に帰艦す(60)～(64)丁卯艦乗組医官となる(64)～(68)横浜海軍仮病院出任(68)～(76)欧州留学(77)～(78)洋行途上(78)～(98)船中の所見旅中の所感(98)～(102)倫敦到着後の数日(102)～(110)留学中の住居(110)～(113)英語学の修業(113)医学本科修業の順序(114)～(121)外科学卒業試験(121)～(124)眼科実地の研究(124)種痘の実習(124)～(125)産科取扱(125)～(126)留学中 University College 教授・助教授及び助手(126)～(128)留学中交際を結ひし人(128)～(132)留学中の苦悩(132)～(134)帰朝の準備(134)～(138)帰航中所感(138)～(141)海軍奉職(142)～(147)大阪府立病院長及医学校長就任(147)～(158)私立吉田病院の経営(158)～(161)医師の諸団体との関係(161)海軍医話会(161)医学会同社の再興(161)時習社の事(161)大阪興医学社の創立(161)大阪医学会創立の事(165)医業団体に関する事・医会及び医師会(165)～(166)医師法の発布並に近畿医師懇親会・医師会設立の事(166)～(167)私立吉田病院閉鎖後の生活(167)～(170)官省、辞令、命令(171)～(192)恩典、賞典、賞状(193)～(218)民間諸団体、賞品、紀章、感謝状(219)～(249)赤十字社、囑託、有功章、親王賜書(250)～(257)北清事変、弘済丸乗組の事(258)～(268)戦後滿韓巡遊記(269)～(286)富士登山の事(286)～(288)世界巡遊

中止の事(289)余白を得たれば爰に家系の事を略記し置かん(290)～(291)和歌百首(292)春の部(293)～(297)夏の部(298)～(299)秋の部(299)～(301)冬の部(301)～(304)雑の部(304)～(319)漢詩(319)～(326)跋・青湾岩田義文誌(329)～(330)先生の著書(330)～(332)碑文(332)～(333)弔詞(334)～(344)葬儀当日役割(345)～(346)大阪朝日新聞記事、広告(347)～(349)以上(カッコ内の数字はページ数)

この回想録の記事はまさしく「先生の生涯録して殆んど漏るゝなし」の感を深かくする。生涯のことについての説明は実に文化的に興味深く臨場感あふれるばかりであるが、この稿においては随時必要に応じて引用するに止める。ただ藤沢南岳撰「碑文」は簡明なので次にかかげ彼の生涯の一望に資せん。

三 藤沢南岳撰「碑文」のこと・他

海軍軍医大監正六位勲六等吉田顯三。東塙第三子也。嘉永元年四月八日生於芸州山県郡。少志於医。初就末田直馬学漢籍。後専心于医学。元治元年遊大阪。聴松本順講医学。慶応元年長防征伐之变。藩兵守国境。乃請療軍夫之伤病。二年上京。入西周塾。修英学。明治元年。加箱館府総督之一行。在五稜郭内。従軍隊奔走。及官軍不利。越海退停青森。二年甲鉄艦医官孜孜務職。以功賜一時官祿。爾後在海軍。時勤于陸。五年受命到英国。留学七年。専攻医学科。十一年冬任軍医少監。後経中監進大監。賜位記補医务局副長海軍病院長等。十四年転任大阪医学校長兼同病院長。或為地方衛生会委員。或為虎列拉病院長。廿二年三月請罷職。九月創立私立病院于高麗橋畔。十二年而閉矣。卅三年



吉田顕三の墓・四天王寺墓地

清国有土匪乱。特
志為赤十字社病院
船弘济号医長療各
国傷兵。依功賜勲
記勲章。赤十字社
總裁彰仁親王授有
功章。副以手筆弘
济書幅。仏国大統
領亦贈カムホチュ

三等勲章。卅三年已後選舉衆議院議員前後二回。捐財於公共救済。尽力於夷衛生之舉不堪。故受賞典賞状三十有余。又著述数種。皆関医事者也。大正十三年三月一日病歿。享年七十有七。

室希以。東京齊藤栄第二女。安政六年正月十五日生。為人率直些曲不容。能治家。能助夫。於子女教育最尽力。所举一男四女。長女夭。大正七年六月廿五日病歿。男名一毅承父業矣。

正五位南岳藤沢恒撰并書 男一毅建立

ここに掲げた碑文は藤沢南岳の撰并書にて、簡にして明、吉田顕三の生涯を記してあるので、原文のまま引用したが（回想録・三三三―三三三頁）、但し次の吉田の「回想録」一六八―一六九頁の記事が「顕三の発病」以後の本稿の問題に直接かわるので念の為附記しておこう。

(イ) 吉田顕三病にかゝる

「明治三十八年、京都岡崎町に一家を求め、時々其山水を友とし、

同四十二年、東京に於て亦一家を求めんとして上京し、牛込仲之町に相当の家ありしかは、之を買約せり、其帰路身体不和を覚え、帰阪後汎発性神経炎を発し、苦痛数月に及へり、莫非（主として塩莫亜篤魯比涅合剂）の注射に、一時の小康を得るも、薬力去れば、苦痛復た云ふへからず、家族を困らせ、医師を困らせ、看護婦を困らせ、日夜呻吟、眩見錯覚、不快譬ふるに物なし、河野徹志、河野一造、高安道太郎、岩田義玄、片岡峻、大谷多聞、大西鍛、中川和三郎等の諸氏配慮し、京都医科大学中西氏の来診をうけ、片岡、岩田、中川の三氏は、交番宿直月余に及へり、苦痛の絶頂には、四肢の運動全失し、全身疼痛、切るか如く刺すか如し、病漸く怠るに伴れて、左手の機能稍や恢復したれとも、右手は全く其作用を失ひ、下肢は兩つなから、作用半失せり、其後三年を経て脳溢血を発せしも、幸に軽症なりき、されと前症依然貼りて、愈よ廃疾となり、人の扶けを藉らされは、起臥歩行も為すこと能はざるに至れり、只精神は明確なれとも、頗る神経過敏となれり、又、時に不眠便秘に苦しむ、大正七年、京都岡崎町の家を売り、これに代るに、更に聖護院町に一家を求む、同年六月妻を亡ふ、妻の病は脳溢血なりき、

大正八年、聖護院町の家を売り、大阪今橋の本宅に移る、同年の暮復た京都三本木に古家を購ひ、直に改築に着手し、翌年三月略は落成を告ぐ、

大正九年一月、長男一毅、福岡大学修学中、流行性感冒に罹り、肺炎を併発し、同月大学病院に於て死亡し、一毅の妻しけ亦同所に於て同患に罹り、同年三月續て死亡せり、只余一人、病軀を以て存命す。

大正十年六月、東京麹町区下二番町に一家を求め、之を別荘とす、
(同書・一六八―一七〇頁)

(ロ) 吉田の家族のこと

さらに「余白を得たれば爰に家系の事を略記し置かん」(回想録・二九〇―二九一頁)と書き誌るす一文の後半の部分をここにのせる。

「余は、明治十三年五月三十日、齊藤榮の五女希以子を迎へて妻とす、同十五年九月、一女朝子を生む、同十八年三月、二女三代子を生む、同二十一年、長男一毅を生む、同二十三年、三女博子を生めり、朝子は、明治三十六年、河村良平に嫁す、三代子は同四十一年、飯塚孝真に嫁す、博子は、同四十二年、杉一郎に嫁す、一毅は、大正五年、西川甚五郎長女まげ子を迎え妻とす、妻希以子は、大正七年六月二十五日、京都聖護院の仮寓に於て逝き、長男一毅は、同九年一月二十八日、九州医科大学勤務中、同所に於て死し、其妻まげ子も亦、同年三月十九日、同じく福岡に於て歿しぬ。老体今独残れり、嗟、」

碑文の末尾「男一毅建立」とあるが、この名目と「大正九年一毅死亡」の事実との相違は、いかなる理由にもとづくことなのかを指摘して、識者の教示を乞うためにここに記しておく。また吉田の述懐した「只余一人、病軀を以て存命す」「老体今独残れり、嗟」の断腸の言葉に筆者は涙せざるを得ない。

吉田顯三は「回想録」で「一人の伯母あり、ミキ子と云ひき、子なし、身体悩むところ多く、殆んど薬を服せざる日なし。余か医に志あるを聞き大に喜び、余を愛すること以前に勝れり、後年余をして京阪

に遊はしめ、又海外に留学するの機会を得せしめしは、皆この伯母の賜なりと云はざるを得ず」(三頁)と。これも附記に値することではなからうか。

(ハ) 筆録者愛孫吉子嬢の思い出話から

一九七九(昭和五十四)年十月八日(月)筆者の訪問の聴き書き。中村敬三氏夫人吉子(吉田顯三の娘河村朝子の娘・明治三十七年生れ)この時七十六歳。

顯三死去の大正十三年の前年十二年暮から顯三死去まで顯三の傍におった。中村敬三氏とは大正十四年結婚。

晩年の顯三の世話は女中、君島すぎが大正六、七年頃二十歳位の時から顯三の大正十三年の死去まで、京都で付き添うて、毎日十回、朝夕家中の廊下を三十分から一時間位かけて、顯三の死ぬ一週間まえまで、すぎが背負って廻り、最後の二回は顯三を立てて歩くかせた。

顯三の右手は単色の絹布の三角キンで釣り、左手だけは動かさせた、両足は立つことはできないが、つたい歩るきはできた。立たせて歩るかすことのできたのは女中すぎだけ。

顯三の蔵書類は河村朝子とその娘吉子と、女中君島すぎが片づけて慈恵医大と京都医大に寄附したとのこと。君島すぎは、三年ほど前、すなわち一九七六年頃に死去した由。

吉田顯三の長男一毅は三高から九大をでて稲田内科助手になったが大正九年に逝くなった。顯三の甥吉田真策は、顯三の死去の年大正十三年五月に広島県から政友会の代議士として選出された。真策の次男

薫を顯三の養子として、名義上の相続人にした。

明治十三年十二月九日

海軍省

四 府立大阪医学校・病院へ来任のこと

吉田顯三

吉田顯三の経歴の大略を碑文によって述べた。彼の府立大阪医学校・同病院の来任前後の事情やそれ以降の事蹟については、大阪大学

医学部の前身校・病院であるという意味で、ここで若干の紙幅を費す

ことにする。『回想録―天僕隨筆』で来阪事情およびそれ以後の回想

は詳細に述べられているが、回想録の成立は病床での口述筆記であつ

たから、とくに大阪時代については資料的な厳密を欠いていることは

止むをえないことである。これを補うに松田武君執筆の「大阪大学医

学伝習百年史沿革篇草稿」に依つて、彼の大阪時代を概述しておこう。

海軍中医監吉田顯三が東京海軍病院長を辞し、大阪府立病院長兼医

学校長に任命されたのは明治十四年一月十四日のことである。この間

の辞令は次の三通である。

海軍中医監 吉田顯三

東京海軍病院長被差免候事

明治十三年十二月九日

海軍省

海軍中医監 吉田顯三

大阪府へ被貸渡候事

但當省ヨリ非役俸被下候

大阪府立病院長兼医学校長申付

月俸百五十円支給

明治十四年一月十四日

大阪府

海軍省から大阪府への「貸渡し」の事情について『回想録』は次のようにのべている。

「余か、この辞令に接するや故なきにあらず、聊か之に就き記さん、当時大阪府知事建野郷三氏は、余の英国留学中より友として善かりき、建野氏は、大阪府へ赴任以来、大阪府立病院並に医学校には積弊多きを悟り、之か改良の必要を認められたれば、余を聘して、其衝に当らしめんとの宿望ありき、因て窃に、故伊藤公を介して、一方には余に説き、他方には海軍卿榎本武揚氏に談して、余を大阪府へ貸渡されんことの媒介役を務められたり、其議熟して、余は大阪府へ貸渡さるゝことゝなれり、帰朝後は、英国に於て、学び得たる技術を、博く実地に施したき志望を抱けり、然るに、海軍にては、相当の位置は得たれども、何れも血氣盛なる男子の寄集り所にして、病氣に罹れる人も、大抵一様のものなれば、余か宿志を満足せしむるに足らず、然るに、聞くところに依れば、大阪府立病院は、関西第一の病院にして、各種の患者ありと、於是、両三年実地の経験を積みなは、余か宿志に契へりと考へたるを以て、大阪府へ赴任することを承諾せり」。

これによって、吉田顯三の大阪府招請の衝に当たった中心人物は、英国留学以来の知友であった大阪府知事建野郷三であったことが明らかである。

建野郷三（一八四〇—一九〇八）は豊前国豊津藩士として、幕末志士と交り国事に奔走し、明治初め豊津藩少参事に進んだ。明治三年英国留学を命ぜられ、永年にわたって法律学の研鑽にはげんだ。この間、吉田顯三とも昵懇の間柄となる。明治十年帰国して宮内省出仕となり、翌年には同省御用掛三等侍補心得、十二年宮内権大書記官に昇進、太政官権大書記官を兼任し、法制局に勤務した。十三年五月大阪府知事に転じ、就任早々、府立大阪病院・医学校の改革に着手し、吉田招聘の運動へと連なることになる。

ここで建野知事が吉田顯三に海軍中医監・海軍本病院長のポストを退かせてまで、改革を推進しようとした府立大阪病院・医学校の現状についてみておかなければならない。

同病院・医学校は明治二年二月大福寺に創設された大阪府仮病院を源流とし、以後大阪府病院、大阪府医学校病院と名称を変えて、明治三年二月大学の管轄におかれた（大学は翌年七月廃され、文部省が創設され、同校病院は文部省の管轄となった）。明治五年学制改革の余波をうけて廃校の浮目に遭ったが、大阪府庁および府民の病院再興の熱望が結実して、明治六年二月大阪府病院が西本願寺津村別院（北御堂）内に開院することになった。同院には教授局も併設され、大阪府と文部省との接衝により廃校前の教師蘭医C・J・エルメレンスと病院長高橋正純の復任に成功し、医療および医学教育機関が、以前と較

べ規模は縮小したものの、大阪府民の手で設立された。病院の経営は府民の要望に応えた態勢を保持して極めて順調な歩みを遂げた。すなわち病院は府民および近隣諸府県患者の診療のみにとどまらず、窮民施療機関としても重要な役割を担い、また種痘や駆黴事業、売薬の検閲、伝染病予防、有害物の駆除など広く衛生行政分野にまで関与し、一方教授局においては、病院開設とともに集った数百名の医学生徒にたいする教育のほか、府下開業医の再教育や助産婦（産婆）の養成教育を実施するというように広汎な機能を担って登場したのである。

教師エルメレンスは在阪七年間を通じて、ヨーロッパの最新知識を紹介につとめ、診療においては「其診治懇篤にして、回生神の如し。治を受く者、万を以て教う。」また教育においては「其の生徒を導くや、備に秩序ありて、誘掖して倦まず。才に^{したか}応い業を成る者数百人」（「エルメレンス記念碑々文」原文は漢文、三井駿一氏口訳）とあるように、彼の熱心さは篤実にして飾らない人柄とともに人びとをひきつけ、府病院隆盛の基礎をきずいた。明治十年故国の事情により惜まれて日本を去り、代って和蘭教師C・G・V・マンスヘルトが京都府療病院から赴任し、明治十二年三月の契約期限まで短期間であったが、学校教育制度の改革などみるべき業績をのこして帰国した。

大阪におけるホードウィン以来三代にわたった和蘭教師による医学伝習は、ここで終止符がうたれ、日本人による教育と診療が開始されることになったのであるが、外人御雇教師がわが国の医学教育に占めた役割が如何に大きなものであったかは、東京において英国教師ウイリスが医学校を去ったあと、独逸からミュレル、ホフマンが来日す

るまでの間、医学伝習は忽ち支障をきたし、医生徒たちも早急に後任
外人教師の就任を要求して騒動がもち上ったことに象徴されるように、
大阪においても外人教師帰国後の教育・診療態勢を如何に整えるかが
大きな課題であった。

大阪府知事渡辺昇はマンスヘルトの雇用満期を翌年に控えて、西本
願寺の府立病院から北区中之島の旧芸州蔵屋敷跡地に新病院の建設を
計画し、巨費を投じて新しい情況に対応できる態勢を準備した。明治
十二年四月開院式を行い、大阪公立病院と称した。院長は高橋正純が
留任し、教授局長には橘良侗が東京大学医学部から来任し、ただちに
教授規則を改正して、東京大学医学部通学生規則に準拠したものとし、
邦語をもって医学教育が実施されることになった。教授陣は東京大学
出身の神内由巳、乃美辰一、岳野忠興らで補強された。

明治十三年三月大阪公立病院を改め、府立大阪病院と改称し、教授
局を病院から分離して府立大阪医学校を創設した。これによって病院
と医学校は制度上別個の組織として位置づけられることになったが、
この医学校創設は当時の地方自治制をめぐる政治の動向および中央の
教育施策の改革が密接に関連していたことを指摘しておきたい。すな
わちわが国の地方政治に一画期をなした府県会規則、地方税規則、郡
区町村編成法のいわゆる三新法が明治十一年七月制定され、また同年
九月政府は学制を廃して、新たに教育令を發布し、地方にたいする干
渉主義を緩和する方針のもと、公立学校の開設認可の権限を地方に委
譲することに改めた。これにより府県の公立学校開設の枠が拡大され
ることになった。

一方明治十二年七月内務省は中央衛生会を設置し、十二月には地方
衛生会規則を定め、さらに府県に衛生課、市町村に衛生委員を置くこ
とによって、中央から地方にいたる統一的衛生行政制度が確立される
ことになった。

明治十三年大阪府は公立病院の一切の事務を新設の衛生課で処理す
ることに改め、同課心得に教授局長橘良侗をあて兼任とした。そして
病院内教授局は上述した教育令の趣旨にもとづいて府立大阪医学校が
誕生することになり、橘良侗が校長に任ぜられた。この年の五月大阪
府知事は渡辺昇から建野郷三に代った。

以上が新知事就任までの病院・教授局の略史である。冒頭の吉田顕
三の回想録にあった「大阪府立病院並に医学校には積弊多きを悟り、
之が改良の必要を認められたれば」と知事をして吉田を招聘してまで
改革に着手しようとした「積弊」とは一体何であったのか。この考察
は吉田着任以後の改革の経過から判断する以外にない。

改革の第一歩は医学校、病院の規則を改め、校・院の職制ならびに
事務章程の制定をもって始められた。(一)医学校は庶務局、教授局、編
集局の三局よりなり、(二)校長、副校長、教諭、助教、幹事をおき、(三)
教則を定め、学生を甲乙二業生の二種とし、甲業生は欧語を解し、完
全なる医育を授ける(修業五年)、乙業生は医学の速成を期す(四年)、
と定めた。教則は吉田が英国で学んだロンドンのユニバーシティ・カ
レッジの学期・学科目編成に極めて近いものとなっていた。その他、
庶務局には幹事と局員をおき、勤惰掛・会計掛とし、教授局に教諭と
助教をおき、各科教授掛とし、編集局に局員をおき、編集掛・書籍

掛・器械掛を定めた。

病院組織も大きく改正されたが、今度の改革の重点はやはり病院に置かれていたようである。病院は「公衆の請求により患者を治療するところ」と規定し、庶務局、医局、薬局、器械局、記録局の五局で構成された。各局の職制は細かく分割され、とくに医局については従来の当直医、副直医を改称して、司療医、司療医副とし、さらに司療医補をおいた。そして院内に医療掛・駆働掛・検査掛・警察医務掛・治療方箋調査掛を設けた。これから病院業務の多様化がみてとれるが、これは同年駆働院を病院附属とし、警察病院の合併を行い、さらに大阪府の管轄のもとにおかれた奈良に分病院を新に設置したこと等に対応したものであった。以上は吉田が校長兼院長に着任して直ちに実施されたものである。これに加えて注目されるものに府立医学学校解剖局の設立と同規則の制定がある。従来医学学校の解剖場は四キロ余も距った未決監獄署所轄の鳶田に設けられ、種々の不便を耐えてきたものであった。建野府知事は、病体解剖が医学研究に必須の要件であること を府民に布告した。学校内に新設される解剖局の構造は教育実習用に設備され、屍体室のほか、プレパラート室を附属させていた。

上述した改革が吉田就任の年に実施されたのであるが、とくに注目されるのは府立病院を中核に府下既設の公的医療施設の統合を行い、さらに指揮監督の系列を明確にした職制および事務章程を定めたことである。これによって府庁による監督権限の強化をはかるとともに、巨費を投じた新病院の機能を十全に發揮させ、かつ経営の基盤を確立することにあったとみられる。これを実行するため、校院の主宰者と

して、従来の人脈以外から学識・人物・社会的地位ともみずぐれ、府民を納得させるにたる人物を就任させる必要があった。

吉田顕三の英国から帰国後の経歴についてはすでにみたように海軍軍医として枢要の地位にあり、政府頭官とも留学を通して多くの知遇をえており、学識においても、長与専齋をして東京大学医学部の産婦人科学科創設教授に推薦せしめ、また明治十二年文部省が官立大阪専門学校を創設するに際し、その医学科設立の衝に当らしめるべく参議井上馨侯を介し申し入れがあるなどその評価は高いものがあつた。建野府知事によるかれの起用はまさにこの上ない人選といわなければならないであろう。

この知事による人事を含む改革は院長高橋正純、校長橋良佺らに事前に十分諮ることなく実行に移されたようで、吉田赴任の明治十四年一月十日に先立って、高安道純、匹田修庵、有沢基次が辞表を提出、四月には橋、高橋が相次いで辞職し、そのほか高橋正直、松尾耕三、三井玄鑑、立木行義ら多数がかれらと行をともした。このように教官・医員の大量辞職は大阪における医学伝習の草創期の苦難をくぐり抜けてきた人びとを一掃する結果となり、三代の蘭医教師たちによって築かれてきた蘭学人脈体制の終焉を意味することになった。

かくして新しい第一歩が吉田顕三の院長・校長就任とともに歩み出され、神戸文哉・熊谷省三らの新任者に加え、明治十五年には甲種医学校の認可をえ、予科を設置するなど教育態勢の整備につとめたが、病院は「患者甚だしく、殊に入院患者の如きは医員の数と相均し」と評されるに至った。建野府知事の強権的ともいえる吉田招請による病

院改革の当初の企図はここで一頓挫をきたし、その上、府会、開業医よりの府病院廃止・施療病院化の運動が展開されるといふように、病院をめぐる困難は明治二十年まで継続され、吉田の校院維持のため並々ならぬ努力が以後積み重ねられるのである。吉田顯三来阪の事情と大阪府知事建野郷三との関係は上述のとおりである。これ以上の詳述は『大阪大学五十年史通史』、本年刊行される『大阪大学医学伝習百年史沿革篇』や「同書草稿」によってみられたい。

明治二十二年三月十六日府知事建野郷三は元老院議官に転じた。吉田顯三は建野に従うかのように三月二十九日辞職した。

五 著書のこと

『回想録』の編者岩田と先生吉田顯三との「著書のこと」についての対話は実に意味深長である。森鷗外は「学者の履歴は著述だ」と断言している。岩田は「先生の著書」八点をあげた。筆者所蔵本はそのなかで最後の二点にすぎぬ。次に列記す。(回想録三三〇―三三三頁から)

一、耳科約説 一卷 著書 出版明治十五年

一、[○]輝非氏外科手術 一卷 訳書クリストファー・ヒース氏原著

出版明治十五年

一、産科学 八卷 著書 出版明治十七年十二月二十五日

一、医家掌覧 一卷 著書 出版明治十七年頃?

一、婦人病論 一卷 著書 出版明治二十三年四月五日

一、防癆的内科医方 一卷 訳書トローサルト原著 出版明治二十

九年三月三十日

一、保寿利国論 一卷 訳書アルフ・フォン・リンドハイム原著

出版大正二年五月二十五日

一、ヒポクラテース 全 訳書希臘古書英訳 出版大正三年二月十日

この著書訳書の目録をみれば、明治二十二年(顯三・四二歳)大阪医学校長・病院長を辞職以前のもの、四点、私立吉田病院長時代のもの二点、以上は明治時代で、最後の二点は大正時代、しかもそれは本稿の主題である「保寿利国論」訳書本文九九頁索引並表の目次が三二頁すなわち、一〇〇頁にのぼる大冊と、小冊ではあるが彼が医学生頃執筆の記念すべき「ヒポクラテース」(本文二〇四頁、附録・古代哲学、殊に万物創造論の大意・一五頁と古代外科器械説明・一七頁)との合計八点である。

六 「弘済日記」のこと

「弘済日記」として自筆のものが、現在は遺族から寄贈されて大阪大学微生物病研究所図書館に保管されてある。

この「弘済日記のこと」は、「回想録」の二五八―二六八頁と、辞令の部で明治三十三年北清事変に際し、率先して、日本赤十字社の病院船弘済丸に乗船したのがわかる程度で、くわしいことは、彼の自筆の日記を筆者が遺族の中村敬三氏から見せていただいて始めて明らかになったので、さきに日本科学史学会編『日本科学技術史大系』第

二十四卷・医学Iに資料として公表した。

この内容については、前掲書についてくわしく紹介説明解説したので、ここでは省略す。

七 『保寿利国論』のこと

この訳書は、前述したように、筆者と吉田顕三との五十年余の切りはなすことのできない絆となったものである。さらに吉田の未発表の「聖運録」「本朝大統記」を世に公表することにも連なり、筆者の未だ完結しない「吉田顕三論」縁起の一書であり、古本市場で未だに筆者に所蔵本に次いで第二冊を入手できないでいる書物である。したがって、「保寿利国論」についての完結した筆者の論稿とはなりえないまま、ここに求められて、暫定稿にすぎぬのは、遺憾であるがやむをえない。読者諒とされよ。筆者が本書の価値をまず第一に「近世各国社会統計」の一書（一九〇九年）として吉田顕三が日本の統計学界・医学界に紹介（一九一三年）した卓見を後学の筆者らは正確に認めなければならないまいと言うのが、筆者の主唱するところである。未だ筆者がこの書について論究（一九七四年）する以前には、一つの書評^(注)を知るにすぎないが、あるいは寡聞にして見逃がしておるかもしれないので識者の教示をぜひ得たいところである。

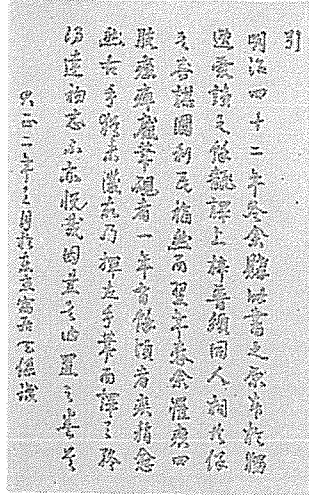
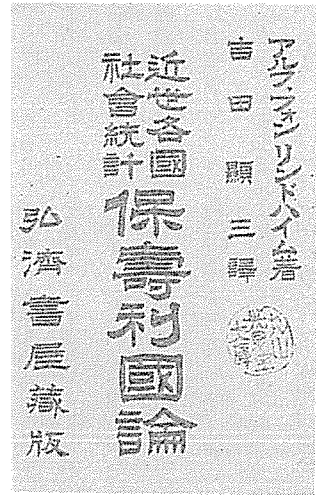
(注) 大阪医学会雑誌一三一六、大正三年六月、新書紹介として『保寿利国論』が弱法師（ペンネーム）によってとり上げられた。

それども#として、原著者の Alfred von Lindheim のこと、

だに消息をつまびらかにしておらない筆者の実情において、ついに本稿公表の恥じらいを感じるが、いたしかたない。

すでに筆者は、吉田顕三没（一九二四年）後五十年を記念して、一九七四年に第二十六回の日本人口学会で、『吉田顕三（一八四八—一九二四）の寿命統計研究について——リンドハイム（一九〇九）著、吉田顕三（一九一三）訳「保寿利国論」から吉田顕三遺稿「聖運録」（一九二四）に至る——』で第一回の報告（昭和四九年度日本人口学会会報、第二〇—二二頁所収）をし、第二報を第七十六回日本医史学会（一九七五、大阪）で、第三報を第三十一回日本人口学会（一九七九、福岡、「人口学研究」第三号四八—五〇頁所収）で、第四報を第二十回医学史研究会総会（一九八四、大阪）で、それぞれ、その後の調査研究の発展につれて報告した。したがって、本稿もその中間途上の研究ノートである。しかも、「吉田顕三のこと」の一部分ではあるが彼の笑って黙殺した「著書のこと」を、筆者が大阪大学退職（一九七三年）後に公表した短かい研究ノートに追加するところの甚だ少なきを顧みて、老残の悲哀を感じざるを得ない。まさに顕三が明治四十三年、六三歳から病患に悩まされながらの翻訳筆録した勇猛心に頭を下げざるを得ない。まず、彼の序文を、写真版でのせる。それは彼の自筆のものを読者に見ていただきたいからである。

この書の原著は Sauti senectutis. Die Bedeutung der menschlichen Lebensdauer im modernen Staate——Eine sozial-statistische Untersuchung von Alfred von Lindheim. II Auflage. Leipzig und Wien. FRANZ DEUTSCHE. 1909 年「京大蔵書 明四四・一・



り成る。第一篇は、動物及び植物の命数並に彼等と、人類との關係を説き、第二篇は、古代より今世(千九百九年)に至る人類死亡及び寿命量に関する研究の成績を述べ、第三篇には、古今長寿者及び八十歳以上に達せし老者七百余名の経歴を簡明に掲げ、第四篇には、人類の価値並びに長寿は、国家及び社会の経済的利益なるを論じ、第五篇には、安息状態に於ける死亡並に人類が、自己健康の為、国家及び社会の為、長く利益を応用せざるべからざる執業力の支持点を講じ、第六篇には、人寿に関する研究の結果に基きて、断案を附し、第七篇には、人寿を有為的に延長せん為、国家及び社会に向て、その奨励方法を提供せり、

一三、京都帝国大学
法科大学・一〇五九
三一」を大橋隆憲教授の好意によって借用できて照合する便宜を得たが、今や彼に本稿を呈示することかなわず。噫呼。

因みに訳書の凡例において、訳者が原書の内容を知らせるに足る部分についてのみ、筆者は次に記す。
「本書は、七篇よ

本書は、著者が国家及び社会の為、誠意以て叙述せるものなれば、その所論的確と、公平とを重じ、毎篇専門大家の原著を掲載して、論拠を明示せり。その主なる者は左の如し。

- 一、動物及び植物の命数、其生存条件に於る異同、動物植物並に人類の共同作用等
博士カール エックスタイン
- 一、人類の価値
巴里 ドクトル マクス ノルダウ
- 一、独逸国帝室及王家の家族に於ける寿命及び死亡
ミュンヘン マクス ケムメルリヒ
- 一、カローリングル時代以降独逸国民の死亡
ウルム ドクトル プリンチング
博士メチニコフ外数名
- 一、古今長寿者に係る報告
博士メチニコフ外数名
- 一、健全なる長寿者は、国家及び社会の利益
ストラスブルヒ 博士ビーデルド
- 一、過多の死亡に基く損失及び延命に由て得らるべき利益の経済に關する試験
伯林 ドクトル ツァイトリン
- 一、安息状態に於ける死亡
丁抹 博士ウエステルガールド
- 一、安息状態に於ける高度の死亡
伯林 博士ヨハネス ラーツ
- 一、奥国退職受年金武官の死亡
奥国生命保險会社 アルノルド スピッツ

本書の内容は概ね斯の如し、而して著者自ら曰ふ、この事業は、断訟及び治病の補助と為るべからず。されど、緊切にして且つ革新を要する範圍に対し、信拠すべき根拠を以て、学理的に、建造せる立法及び行政の基礎に外ならず。事実、近世各国に於ける人寿の真相を十分

調査し、之を証明して、その暗明両側を以て、国家及び社会の要求に結合せんとする試験に過ぎずと。余、全篇を通読して、その論基堅剛、指導精密、実に国家文運の進度如何に拘らず、社会諸般の経営、即ち立法、行政、税務、経済、教育、衛生、農工商、生命保険等の事業上、最も有要の参考に立つべきものと信ず。読者、尚ほ誘導篇を一見せば、余と感を同うせむ。」と。

最後に彼は曰ふ「余は、本書を訳するに方て、一意、原文の意義を誤らざらんこと努めたれど、悲哉、非才浅識、妄に此の挙を企て、剩さへ、原文の構成に従ひ、字句の配置を追ひ聊か修飾を加へず、所謂直訳主義を以て、訳文を作りたれば語、語を為さず、文、文を為さず、意義の通じ難きものあらむ、又た誤謬脱漏も尠からざらむ。茲に謹て大方の垂示を俟つ。」と。

以上が「訳者識」の一部である。
次に誘導論・篇別及び総材料 1—20頁 (Einleitung, Gliederung und Besprechung des Gesamtmaterials, 1—11 seit) から、本書の内容を知るに必要と思はれるところを訳書から引用してみよう。

「余は、余が最近社会統計的研究、即ちザルユチー・ユーフエンツナス (Saluti juvenutis) 人生当初二十年間に於ける軀体と、精神との関連を世に公にしたり。余は、余の観察及び旨趣が広き且つ識ある読者の賛同を得たるを以て満足す。是に於て、余は、余が一生中至要且つ至難ならんと思惟する所の研究、ザルユチー・ゼネクツナス (Saluti senectutis) に着手せんと意思を決せり。

余は、少男及び少女が最初二十年間、好果を以て行くべき径路を標

示し得たり。彼等は、余が立てたる旨趣に従て進まは、生存競争の間、風難雨害の厄を免れ得ん。されど、彼等が将来の運命に関する研究は、余に教ゆるに、国家及び社会は、その男女公民上、長へに、保護を与へ、彼等の生命、彼等の元氣及び彼等の執業力を保つべく、換言せば、国家全体をしてその寿命線を向上せしむべきことを以てす。

余が研究の目的は、今代国民がその生存力を強くし、寿命を増し、将来、その貴重なる経験に由て得たる無限の富力を応用して、永く国家及び社会を利し、子孫に知能と、勉勵との好例を伝えることを証せんとするなり。

一国には、その国の経済的主義 (finanzielles Interesse) あり。又、倫理的主義 (ethisches Interesse) あり (原語は引用者附記)。故にその注意を以て蓄積せる諸力を、早く尽滅し去るや否は、諸国一様に論ずべからず。又た国家には、法律 (Gesetzgebung)、衛生 (Hygiene)、徳義 (Moral) の如何なる方法に由て、老者を強くし、又た如何なる価値に於て、之を公務に使用するかを研究すべき義務あるなり。(以上原書第一頁)(訳書第二頁五行目まで)

(中略)「人種は、身体及び精神を、善良に進め、高尚に進むるを得。是れ吾人知能の企て及ぶ所にして、亦た不可抗の事実なり。(原書では 'Erreichbar für unsere Intelligenz ist die unlaugbare Wahrheit, daß, wie schon erwähnt, das Menschengeschlecht sowohl körperlich als geistig zum Besseren und Edleren fortschreitet.')(二頁中央)

一方には人命の価値及び知能、他方には医学衛生学共に顕著の発達、全地球に於ける死亡の減少及び人壽の延長を致せり。

(Die Erkenntnis vom Werte des Menschenlebens einerseits und die ganz außerordentlichen Fortschritte der Hygiene und der medizinischen Wissenschaften andererseits haben denn auch einen wesentlichen Rückgang der Sterblichkeit und eine Erhöhung der Lebensdauer in der ganzen Welt gezeigt.) 三六。

(中略) 勿論、多々の現象は、吾人の生存を脅迫す。是れ争う可らざる事実なり。工業の発達、交通状態、その他の事物は、人民をして山村野里を辞して、海郷、都市に移らしむ。又た自然に違背する小児育養の危険、近世教育の不適当、非衛生的服装、父母より小児の隔離、結核病及び梅毒、過度の飲酒等皆憂ふべき現象にして、多々方面、例之、癲狂院増加の如き、少年犯罪の如き怨むべき事実を以て之を証す。他の關係に於ける進運は、結局、是等の不利を圧迫すること疑ふべくもあらず。中世紀、殊に都市の繁栄に向へる頃までは、労働社会の家族に於ける養育及び秩序は、今日より厳正に行はれたりしと云ふが如きは、之を許すとすも、人若し親く事物に就て熟考を試みなば、怨むべき衛生状態、憐むべき狹隘なる家屋、不潔なる市街、不健康なる執業所、不完全なる病院設備、精神病者に対する人非人的処置はあまた他の好良なる状況よりも、遙に重大なる人民健康上に不利の結果を致ししことを察すべし。(中略)

以下注目すべき視点として「科学技術の進歩と厭世主義」に就いて原書では三頁から六頁、訳書では五頁から十頁にわたって述べて、大詩人ゲター(Goeth)、『シヨッペンハウエル、ニッチェーについてはメブトース(Möbius, P. J.) 氏の研究(1904)を引用し、次の様にリ

ンドハイムは結論している。

「今や吾人は、左の如く信すべきなり。人類の現在を以て、危険なる無用物とする学説は、人体に、罹病的性質あるに基きたるなり。蓋し卓絶せる哲学者が、少壮時に於て説教せし主義も老年に於て、之を否認したりとすれば、厭世主義の指導は、人類の発達に不利なるもの、吾人は、愈々安全に、之を主張し得べきなり。反之、根拠ある楽観主義は、仮令、個事に不幸なるものあるも、人の意旨をして、人類生存の目的は、天造物を完成し、之を善化するにありと云ふことに趨かしむるを以て正当なりとす。

人壽は、恣に短縮すべからず。可能的方法を以て、之を延長せざるべからずと云ふ意見に従て、現代国家の状態を發展せざるべからず。」と云ふわけで「Saluti senectutis」(老人論)を吉田頭三が『保寿利国論』と和訳した意味が理解されたであらう。

つぎのリンドハイムの主唱は本書の目的にふれているので、繁をいとはず、つづける。

「人類生存の価値に就ては、今日、吾人はフエラント(Hufeland, Christoph Wilhelm) 氏の所見に優る説明をなす能はざるなり。吾人の価値を得んと欲せば、人類生存に対する経済的価値の総額を眼中に収め、全く新に造れる堅固なる基礎の上に之を置かざるべからず。」

「この書の目的は、上述の価値を発見せんとするにあり。眼前の目的、亦た斯の如し。されば、先づ以て、この着眼点より達し得べき方法に於て、人類の生命を考究せざるべからず。余は、此の方針を以て、事業を進めたり。而して嶄新無例の事業、特に熟達の補助者を得て、

始て成功せらるべきを悟れり。是に於て、一の問題は起れり。蓋しその問題は、事業が、確かに社会統計的性質を帯ることに就ては、あらゆる方面、即ち医学家、科学家、行政者、財政者及び保険者の側より、之を証明し得べきと云ふに在り。此の点に就ては、余は、前著サルチーニューエンツチス *Saluti Juventutis* (2 Auflage. Franz Deuticke. Wien 1908) に於て述べたる所を取て、之を再陳するに過ぎざるのみ。」

と、リンドハイムはさらにつづけて「本題研究の基礎」をのべて、率直に各篇における助力専門家の名を記入したが、博識学友との共著ではない、自らの義務保持の上で主張こそすれ、参考報告者に対しては謝意を公式に表明した上で、この編著事業の協力あつてのことだと云ひ、「この事業(Werke)は、断訟及び治病の参考となるべきものとは考ふべからず、こは緊切にして、且つ革新を要する範圍に対し、恃むべき根拠を以て、学理的に築造せる立法及び行政上の基礎に外ならず、事実、近世各国に於て人民寿量の価値を十分に調査し、之を説明して、その暗明を以て国家及び社会の要求に結合せんとする試験に過ぎず」とことわつてゐる(原書で六頁から七頁、訳書で一二頁)。

ここから、リンドハイムは本論の篇別及び絵材料の説明をするのだが、これはすでに前出の研究課題と専門家の氏名を記したところをみれば、すむことなので割愛して、最後の節「古老の名譽」(Ehre dem Greisenalter 1) (原書で十一頁の下、訳書で二〇頁)を紹介して、原書五〇一頁・訳書で約一千頁の本書の概説をおわることにする。

「吾人は反対無く、競争も無く、この喜ぶべき成績(死亡)を減らし、

寿量を増すことの事業——丸山注)に達し得じ。之に就ては、人正に己を欺かず。少年には或る時期まで、その生命を完全に、且つ充分に養成し、支配せんとする希望あり、随て、多々学ぶべき必要を生ず。この期望は、今より無量の勢力を以て、その少年を囲擁すなり。人あり、老人に向て曰く、去れ、汝その席を。余將に其の場に坐さんと、人道(Humanität)の光輝は、新時代の利己主義(Egoismus)を被ふ。近世社会の意向(Richtung)は、多々の關係に於て、斯の如く認めらるべし。されど、その方法は邪教(Irlehre)を煽動せず、百千年以来保護せられたる主義(Bewährten Grundsätze)に基き、この知識若くは少くも経験の性質は、之を人に歸すべし。是故にその百千年前、已に真正と知られたりし主義、今日新開化国民、例之、日本人の如きも、取て以て応用する所の主義、新化の元氣旺盛なる文化的社会指導者に対する尊敬、古人が吾人に注意し、吾人に教訓したる精神は、永く之を忘却すべからざるなり。(Grundsätze, welche vor Jahrtausenden schon als wahr erkannt worden sind, und die sich heute ganz besonders die jugendlich aufstrebenden Nationen, wie zum Beispiel die Japaner, zu eigen machen. Alle Verehrung für unsere temporamentvollen literarischen und sozialen Führer der Neuzeit—der großen Geister, welche uns das Alter achten und verehren lehren, wollen wir deswegen nicht vergessen.

Es hat auch Könige gegeben—vor Agamemnon 1)

〔追記〕「医学史研究」第十一号(一九六三年十一月)五三頁にリンドハイムの三部作のことにかれた拙稿あり。参照されたり幸甚。

「聖運録」のち改め「本朝大統記」のことは、「七、保寿利国論のこと」と不離不即であると私は断定す。その理由は、次にある。リンドハイムの原書の II. Kapitel. Sterblichkeit und Lebensdauer des

甲部 九表

階級	1. Periode	2. Periode	3. Periode	4. Periode	5. Periode	6. Periode	7. Periode	8. Periode	9. Periode	10. Periode	11. Periode	12. Periode	13. Periode	14. Periode	15. Periode	16. Periode	17. Periode	18. Periode	19. Periode	20. Periode
第一階級
第二階級
第三階級
第四階級
第五階級
第六階級
第七階級
第八階級
第九階級
第十階級

『保寿利国論』(p. 358—359)

聖朝及び其の臣民は、國民の數額を起すところの從來の所定は、亦決して、
 (一) 聖朝の統治より、國民の數額を起すところの從來の所定は、亦決して、
 (二) 聖朝の統治より、國民の數額を起すところの從來の所定は、亦決して、
 (三) 聖朝の統治より、國民の數額を起すところの從來の所定は、亦決して、
 (四) 聖朝の統治より、國民の數額を起すところの從來の所定は、亦決して、
 (五) 聖朝の統治より、國民の數額を起すところの從來の所定は、亦決して、
 (六) 聖朝の統治より、國民の數額を起すところの從來の所定は、亦決して、
 (七) 聖朝の統治より、國民の數額を起すところの從來の所定は、亦決して、
 (八) 聖朝の統治より、國民の數額を起すところの從來の所定は、亦決して、
 (九) 聖朝の統治より、國民の數額を起すところの從來の所定は、亦決して、
 (十) 聖朝の統治より、國民の數額を起すところの從來の所定は、亦決して、

heuer vermindert, auch das absolute Lebensalter ist bedeutend gewachsen.
 5. Die Anschauung, daß die Herabsetzung der Kindersterblichkeit als Korrelat eine höhere Sterblichkeit in den höheren Lebensaltern im Gefolge habe, ist irrig. Vielmehr scheint die rationale Pflege in der Kindheit das ganze Leben lang einen gesunden Einfluss auszuüben.
 Wenn man auch gegen unsere Statistik den Einwand erheben kann, sie sei auf zu geringem Materiale aufgebaut, so kann das wohl gegen die absoluten Zahlenangaben, nicht aber gegen die Tatsache der Aufwärtsbewegung aller günstiger Momente ins Treffen geführt werden. Denn die Kunsttätigkeit der Entwicklung ist durchgehends gewahrt. Der Versuch aber, unsere Resultate zu widerlegen, wird hoffentlich zu weiteren Untersuchungen in der angegebenen Richtung führen. Es mag sich dann ja wohl die Korrekturebedürftigkeit dieser oder jener Zahlenangabe herausstellen, aber unsere Ergebnisse, wie sie oben niedergelegt wurden, werden nicht berührt werden. Darauf obhin aber kann es zukommen. Den Spezialisten möge der Gedanke, daß sehr viele Anordnungen auf fast allen Wissensgebieten nicht ihnen, sondern Outsiders zu danken sind, in diesem Falle Trost zuwenden und sie nicht zu dem Glücken verleiten, das Wesen erschüttert zu haben, wenn es ihren Bemühungen gelang, Einzelheiten zu korrigieren. Der Buchstabe tötet, der Geist macht lebendig!
 Und der sagt uns, daß den Forschern auf wirtschaftlichem und kulturellem Gebiete solche auf höchstem entgegen.
 7. Unsere Kinder und Enkel werden einmal länger leben als wir. Das ist eine freudige Gewißheit!

Die Sterblichkeit in der bürgerlichen Bevölkerung Deutschlands seit den Zeiten der Karolinger.

Von Dr. Friedr. Prinzling.
 Die Höhe der Sterblichkeit wird in hohem Grade von dem Kulturzustand eines Volkes mitbedingt. Verschiedene Ursachen sind es, auf denen die kleine Sterblichkeit höher kultivierter Völker beruht. Die mit jeder Kultur verbundene Ausbildung der Wissenschaften lehrt die Gefahren kennen, die dem Menschen durch Stürme, Naturereignisse und schädliche Lebensgewohnheiten drohen. Die Forschung weilt hierbei nicht stehen; sie sucht nach Mitteln und Wegen, wie diese Gefahren beseitigt, wie deren Einwirkung auf den Körper verhindert oder wenigstens abgeschwächt werden kann. Die fast stets mit höherer Kultur verbundene Ansammlung von Geldmitteln gibt die Möglichkeit an die Hand, die wissenschaftlichen Forschungsergebnisse praktisch zu verwerten. Naturvölker sind daher von der sie umgebenden Welt viel abhängiger als der Kultur Mensch. Sie verstehen es nicht oder nur un-

Um die Fortschritte seit dem frühen Mittelalter nach den verschiedenen Richtungen hin klar vor Augen zu führen, seien sie hier in Tabellenform zusammengestellt:

	1. Periode	2. Periode	3. Periode	4. Periode	5. Periode	Gegenwartig auf Durchschnittsbevölkerung
Lebensdauer	31	32	37 1/2	39 1/2	41 1/2	ca. 37 1/2
gebürtige	18 1/2	15 1/2	21 1/2	17 1/2	19 1/2	ca. 22 1/2
zuzügelte	6 1/2	5 1/2	ca. 9 1/2	ca. 7 1/2	2 1/2	ca. 19 1/2
sterblich	6 1/2	0 1/2	ca. 1 1/2	ca. 2 1/2	ca. 2 1/2	ca. 5 1/2
Sterblichkeit vor dem 10. Lebensjahre	—	15%	22%	25%	22%	ca. 34%
Hefesalter	—	16	19	ca. 21	21	
Ehealter	14 1/2	19	20	ca. 16	24 1/2	
Ehefrauen pro Mann	1 1/2	1 1/2	1 1/2	1 1/2	1 1/2	
Kinderzahl pro Ehe	2 1/2	4 1/2	ca. 5 1/2	ca. 4 1/2	4	
Umsatzbarkeit	ca. 1/2	ca. 1/2	ca. 1/2	ca. 1/2	ca. 1/2	

Die Ergebnisse unserer Untersuchung können wir folgendermaßen zusammenfassen:
 1. Seit dem frühen Mittelalter ist die Lebensdauer in den Kaiserfamilien in stetigem Wachstum begriffen. Nur die Periode nach dem Dreißigjährigen Kriege läßt einen geringen Rückschlag erkennen. Jedoch blieb das Lebensalter der Fürsten während des ganzen Mittelalters hinter dem der Durchschnittsbevölkerung der Gegenwart zurück, nur in der Periode von 1450 bis 1600 kam es ihm gleich. Daraus ergibt sich, daß die Lebensdauer in geradem Verhältnis zur Kultur eines Volkes steht.
 2. Die höchsten Stände haben trotz der großen Gefahren ihres Berufes stets eine wesentlich höhere Lebensdauer gehabt als die übrige Bevölkerung, woraus der lebensverlängernde Einfluß des Wohlstandes und seiner Begleiterscheinungen resultiert.
 3. Die bisher geltende Anschauung, daß der Fortschritt der Kultur und der wachsende Reichtum zur Degeneration führe, ist also grundfalsch, vielmehr verlängert sich die Lebensdauer mit den Fortschritten der Kultur und sinkt mit diesen.
 4. Am bedeutendsten ist die Steigerung der Lebensdauer im 19. Jahrhundert, und zwar auch hier größer bei den höchsten Familien als in der Gesamtbevölkerung. Und zwar ist nicht nur die Kindersterblichkeit un-

Dr. Max Kemmerich の論文
 吉田の「聖運録」の最初の草稿では、「凡例」あとで赤インクで「緒言」と改められたもの、「本朝大統記の緒言」を引用しておこう。
 本書編纂の主旨は、畏くも我皇室歴代の御事概略を収録して、家

Menschen in der Vergangenheit (78—239 Seite) のなかで Die Lebensdauer und die Todesursachen innerhalb der Deutschen Kaiser- und Königsfamilien. と題して Dr. Max Kemmerich (München) の論文が原書では一〇五頁から一九四頁に、訳書では一九〇頁から三六〇頁にのっている。これが吉田の「聖運録」の手本であると私は推定

まず、ケムメルヒの「独逸
 国帝及び王の系統に於ける寿量
 及び死因」の訳文をよんで、次
 に「聖運録」の原稿をよめば
 疑う余地のない類似性を発見す
 るのである。その証拠に原書の
 一九三頁と、訳書の三五八頁の
 コピーと、「聖運録」の統計
 表の項目を比較するだけで充分
 である。ここにはそれをのせる。
 吉田の「聖運録」の最初の手
 稿では、「凡例」あとで赤イン
 クで「緒言」と改められたもの、

庭に備へ、以て児孫をして、其の一斑を窺知せしめむとする在り。

首に天神七代地神五代の系譜を載す是れ皇室の淵源を明にせむる為なり次に人皇一二〇代の御経歴を記す。蓋し我皇は大古より今日に至る迄一系乱れず連綿継続して火の焔々たる水の涓々たるが如きを証すに足る。

神武帝御即位より孝明帝崩御に至る約二五〇〇年に当るなり姑く仮に五期に分す各期五〇〇年とす是れ蓋し史実の前五〇〇〇年に於ると後五〇〇〇年に於るとを比較してその変遷如何を窺易からしめんとすなり。

各期各帝の御経歴を記するに当て、其の御父母の名、御誕生、立太子、御踐祚又は御即位、讓位又は崩御の年月日、聖壽、皇妃等皇男、山陵等載せて漏すことなし。

皇妃の御年齢は光仁帝以前に在ては之を載せず、是れ著者の浅学史上求め得ざるに因る。而してその以後は皇后、中宮、准之宮の御年齢は大概之を載すと雖とも妃、典侍以下に至りては之を詳にするを得ず、何となればその薨卒の年月日は史上之を記すれども、その生年月に至ては記さるもの多かれはなり。

后妃等の内、皇男皇女を生みし者あり、生まざる者あり、其の生みし者は生まざりし者に比すれば甚だ多し。

皇男皇女の数及び其の多少□明に之を記す。然れとも其の御経歴に至ては或は之を記し、或は記さず。其の御年齢の如きは或る時代に於ては調査不能故にその統計は載せず。

各帝の御宇に於る史実の皇室の機運に關係ある者及び國家の安危に關係あるものは其の要を摘して之を添録す。

大正十年 月

編者誌

吉田顯三の最終稿である正写原稿では、最初の原稿表題「聖運録」が「本朝大統記」と書きかえられている。最初の手稿はタイプライター

用紙に、第一冊（一五〇枚）は「聖運録凡例」から「第二期一覽表」まで、第二冊は五三代嵯峨天皇から七一代後冷泉天皇まで（一四九—二三四枚）、第三冊は七二代後三条天皇から「第四期括論」まで（二二三

—三八七枚）、第四冊は第五期第一〇一代後小松天皇から一二二代孝明天皇まで（三八六—四七八枚）の四分冊に仮綴っており、その第一冊の表紙に「此四冊は不用参考の為存し候、別に半紙野紙写四冊あり」と添記されてある。

この「半紙野紙写四冊」の第一冊、第二冊の表紙には「聖運録」と最初書いたが、その文字の上に白紙をはり、その右側に改めて「本朝大統記」と書き加えてある。表紙に「本文調査済」「再調済」「正写」と吉田顯三自筆の註が附記してある。本文は筆工に浄書させた上校閲している。第三冊第四冊は半紙一〇行野紙に吉田自筆の原稿がそのまま。七二代後三条天皇から「第四期括論」までを第三冊とし、第五期一〇一代後小松天皇から一二三代明治天皇までを第四冊に綴り、第三冊の末尾には「第四期一覽表」が、第四冊の末尾には「第五期一覽表」が添附されている。「第五期一覽表」は一二二代孝明天皇までの集計表で明治天皇が除かれてある。

以上が「聖運録」原稿と「本朝大統記」原稿との異同であるが、内容については「正写」「再調済」と吉田自身が表紙に書き記している通りであるから、「聖運録」と「本朝大統記」とは吉田顯三遺稿としては、最初の稿か最後の稿かのちがいでだけだと考えてよからう。

なお、第一期から第五期までの総括論は（注一）を参照されたい。

以上で、吉田の未発表の原稿「聖運録」あらため「本朝大統記」を紹介し、このことで筆者は吉田を生命（寿命）統計家として位置づけてみた。医家と統計家とを兼ねた日本における先駆者は明治期においては矢野恒太の名をあげることができるが、誰も吉田顯三を、生命

(寿命) 統計家とは評価していない。然し筆者は彼の没後五十年を記念して、彼をその晩年において生命(寿命) 統計家と見做したいと、その評価の根拠を彼のリンドハイムのザルティ、ゼネクティッス翻訳『保寿利国論』と「聖運録」への並々なる研究活動、明治四十二年六十二歳から大正十三年七十七歳までの病苦と闘いながらの晩年の業績を高く評価したい。(注²)。ただし「聖運録」の統計計算根拠の資料についての私の批判はここではひとまず保留することにする。

注1

本朝大統記 総括論

第一期 八帝

本期の経過五〇三年九月月なり、八帝國を治め給ひき、其の五〇三年の七年一〇月の空位時又は若干月の踐祚遅延期あり、空位時とは年余若くは数年間、皇位の欠くるを言い、踐祚遅延期とは、前帝退位若くは崩御と後帝踐祚との間に一月又は数月の間隙あるを云ふ、以下に做ふ。

本期八帝の御在位年数を総計四九三年八月平均六二年に当るなり。

即位の御年齢少は三二歳、長は六二歳、平均約四四歳に当るなり。

八帝の御年寿は総計八六〇年平均一〇七歳に当るなり。但し一帝は他の為に害せられ給ひき、故に不自然の崩御と言も敢て妨なき如し。

后妃の数は総計二四人一帝平均三人に当るなり。その中皇男女を生める者一三人、生まざる者一人なり。総て本期に於る后妃の御年齢は之を詳にするを得ず。

皇男女の数は総計三一人なり。

第二期括論

本期経過年数は約四七三年なり。七帝及び一摂政后(神功皇后) 國を治め給ひき。但しその四七三年の中空位時並に踐祚若くは即位遅延合せて七年余あり故に治國(摂政后をも含む)の年数は約四六〇年余平均五八年余に当るなり。

登極の御年齢少は四二歳、長は八二歳平均六〇歳なり。

七帝一摂政後の御在位年数は総計四六五年三月平均六六歳半に当るなり。七帝及び一摂政後の御年齢少は九二歳長は一四三歳なり御年齢を合算すれば九二二歳(摂政を含む) 平均一五五歳に当るなり。后妃等の数は総計四四人七帝に之を均分すれば一帝に対し六人となる。其中皇男女を生める者あり、生ざるあり其の生める者は□□即ち百分の□に当る。皇男女の数は総計一四九人(皇男一七人皇女三二人) 一帝に対する平均数は二一人強に当るなり。

第三期括論

本期経過年数は四六八年その中約一〇年一〇ヶ月は空位若くは踐祚遅延に係る残四四七年余は三五帝國を治め給ひき。

三五帝の中男帝二七、女帝八、又其の女帝八の中重祚二あり、故に帝の正数は三三なり。

登極の御年齢は左の如し。一〇歳以上二帝。二〇歳以上三帝。三〇歳以上一〇帝。四〇歳以上九帝。五〇歳以上四帝。六〇歳以上三帝。七〇歳以上二帝。八〇歳以上一帝。

誠に諸帝即位時の御年齢を合計すれば一五二〇歳と為る。之を三三帝に均分すれば四七七年余となる。

一御在位年数は概して短期なり。九年以下二一帝、但し二帝は重祚。一〇年以上一四帝。四五七年余を三三帝に配当すれば平均□□年余となる。

聖寿少は一八歳老は一四三歳、尚ほ細別すれば左の如し、聖寿不詳一。一八歳一。二〇歳以上四。四〇歳以上四。五〇歳以上九。六〇歳以上五。七〇歳以上六。八二歳一。八七歳一。一四三歳一。

総数三三帝の中三帝は御年齢不自然の崩御と言うべし。之を除けば残三〇帝となる。其の御年齢は総計一八六六歳となる。之を三〇帝に均分すれば平均五九歳に当るなり。

二七帝中一帝は后妃の有無詳ならず、余二六帝に対する后妃等は総計九八一帝平均四人弱に当るなり。之の九□□中皇男女を生める者(以下、余白のまま) 丸山註)

皇男女の数は総計一八一人、是れ二七帝中二五帝の生む所に係る。余二帝には之れ無し。一八一人を二五帝に均分すれば平均七人強に当る。尚皇男女

を区別すれば男九三、女八八なり。

第四期括論

本期の経過年数は約六一一年六ヶ月なり。其の末期約六〇年間南朝北朝両立の時とす。唯五ヶ月の踐祚遅延ありしのみ。故に本期諸帝の御治国年数は約六一一年一ヶ月なり。

本期には五〇帝と北朝五帝とあり。御治国の年数は総計六一一年之を五〇帝（北朝を除く）に均分すれば一帝の御治国一二年余に当る。

御即位時の御年齢は概して幼少なり。幼は二歳、長は五五歳。今之を細別すれば左の如し。一歳より五歳に至る一〇帝。六歳より一〇歳に至る九帝。

一一歳より一五歳に至る六帝。一六歳より二〇歳に至る五帝。二一歳より二五歳に至る一〇帝。二六歳より三〇歳に至る二帝。三一歳より三五歳に至る四帝。三六歳より四〇歳に至る一帝。四一歳より四五歳に至る二帝。四六歳より五〇歳に至る〇〇。五一歳より五五歳に至る一帝。

右の表に就て之を觀れば二〇歳迄に御踐祚ありしは五〇帝中三〇帝の多に居る。又登極時の御年齢不詳の一帝を除て四九帝の御年齢を総計すれば八四九歳となる。之を四九帝に均分すれば一七歳に当るなり。

聖寿は総計二二二八歳なり。（一帝の御年齢未詳の分を省き余四九帝の分）之を平均すれば四二歳に当るなり。

后妃等の数は四三一人之を四八帝（一帝は未だ御慶事あらず一帝は不詳を除く）に均分すれば一帝に対して九人を得へし。就中皇男女を生める者□□人、之を生まざる者□人あり。

后妃等の御年齢の知り得れる者九三人。その知り得られざる者三三九人。是れ多くは典侍以下の女官に在り。前記の九三の御年齢を総計すれば四九一五歳となる平均御寿量五二歳八となる。

皇男女の数は六五九人その中皇男三五七人、皇女三〇二人、一帝に対する皇男女は平均一四人弱に当るなり。

北朝六帝（後小松帝を含む）に就て別に統計を設く。即ち御即位時の御年齢は平均一六歳。御治国平均一二年一〇ヶ月。聖寿五一歳。后妃等三人五。皇男女六人強（皇男四・二、皇女二弱）なり。

第五期

本期の経過年数は約四七四年（登極遅延四ヶ月を含む）

本期に属する諸帝は二三、其の登極時御年齢は少は六歳長は四一歳なり。諸帝の御年齢を総計すれば三六六歳にして之を二二帝に均分すれば二二歳となる。

御在位の年数は四七三年なり。一帝に対し平均一七年六ヶ月に相当す。但し一帝（後小松帝）の御在位は約三〇年なれども、其の中一〇年は北朝に属するを以て茲に算入せず。

正朝及び和陸後の諸帝の御年齢は総計一一二八歳なり平均五二歳強に当る。后妃等の数の総計一〇一人なり。男帝二一対して平均を採れば一帝に対して四人弱に当る。

后妃等の御年齢は知り得られたる者寡し。総計一〇一人の中知り得られたる者三八名、知り得ざる者六三人あり。其の知り得られたる者三八名の御年齢は総計二〇八二歳なれば平均五四歳と為る。

皇男女の総数は二三二なれば一帝に対する者九人に当る。その中皇男女の別は附表に就て見るべし。

（丸山註・□は判読できぬ文字、○は空白、以下おなじ）

注？

筆者は一九七四年七月二十日の「経済統計研究会・第十八回全国総会」で「寿命統計研究の二・三について」と題して、その日本における創草期に活動した人物の一人として吉田顯三のことをあげて報告した。それは吉田顯三没後五十年を記念してのささやかな追善供養の微志からであった。

九 寄附行為のこと

このことについては、『回想録』第二二八頁に（編者附加・この記事未だ完了せず、他日更に詳細を発表するの時あらん）とのカッコ付

きで、次の記事があるのみ、「大正十一年一月大阪市教育部へ寄附したる東区今橋二丁目四十二番地旧邸宅地は二百四十二坪〇五勺にして

時価約五十万円なり」と。然し寡聞にして、その詳細発表があったの

かも知らんが、調査報告を探究入手できていないので、筆者はこのこ

とを調べた。

このことについては『回想録』一五八一―一八一ページ「私立吉田病院の経営」の項が前提になる。少々、引用がぶくが読者諒とされよ。

「高麗橋一丁目藤田組事務所（旧藤田伝三郎氏居宅）を売却すると聞き、高島軒之助氏に依頼して、之を買受けることを申込み、談熟して時価三万二千五百円にて、我所有となれり、それより、開院の準備を急ぎ、同年（明治二十二年）九月に至り其設備成れり、同月六日、開院式を挙行す、来賓五百有余名、開院後は、患者意想外に多く、幾干ならずして、病室の狭隘を告ぐるに至れり、於是、旧藤田居宅の一部並に土蔵一棟を毀ちて、其地に三階作りの病室二棟を増築し、更に浜側の土蔵をも、病室に改造し、今橋二丁目吉田本宅を分病室とせり、本病院には、主として、内外科、婦人科患者を取扱へり。（引用者略）」
開院十二年間には、各種の患者を治療せり、就中、開腹術を行いしこと最も多かりき、大阪府立病院在勤以来、本院に於て手術したる卵巣腫患者の如きは、百五十有余人に及へり、（卵巣腫腫治験報告書二回発行せり）其内死亡せる者僅かに三四名のみ。病院の閉鎖は明治三十三年なりき、当時北清事変ありて、日本赤十字社医長に嘱託せられ、救護船弘濟丸に乗組み、渤海に出張せるを以て、病院をは医員に一任せりかは、自然閉院の態となれり。」この時に吉田顯三は歳五十二歳。
この引用文の項で、筆者の傍点を附せる部分のものについて、のちに大阪市へ寄附した件がそれである。

この件については、吉田顯三の葬儀の当日、大正十三年三月九日の大阪市長関一氏の弔詞の中に『君本市今橋ニ住シ仁術ヲ業トセラル、

コト多年、令名夙ニ斯界ニ聞ユ、又常ニ善ヲ好ミテカヲ公益ニ效サレ
齒徳並ニ高シ、大正十一年一月其第宅ヲ挙ケテ本市ニ損シ以テ市民教
化ノ資ニ充テシメラレタルニ至リテハ其ノ高義清風孰カ景仰セサラ
ン』の筆者傍点を附せるものに端を發するのであった。そのことに
いての筆者の發意の理由は後述することにして、ここでは不問にする。
ただ事実経過を以下、筆者の調査依頼に関係しての書類を次に列記す
ることから問題解明の順を追うことにする。筆者宛の中山信正氏の私
信などの公表については中山氏の快諾を得たことをここに特記してお
く。書信三枚つづきの全文をそのまま次にかかげる。

謹啓、無事新年をお迎えになつた事と存します、扱昨年（昭和五十八年）
十二月十六日の公衆衛生協会の理事会の節先生からお話のあつた吉田顯三先
生寄附にかかる土地の其後の経過及び現況についての調査の件について、大
阪市教育委員会の社会教育部長の八木さんにお願ひして居りました所、去る
一月十日調査結果の回報を得ました。
先生のお話の通り、大正十一年の事であり土地は大阪市東区今橋二丁目四
十二番地二四二・五坪、建物は当時の評価額で一〇、八三八円六五銭であり、
寄附目的は教育の施設費となつています。
別紙の資料一の通りです。即ち当時の見積額で六十五万五千二百二十五円と
なつていますから今の金額では五十億円位になるであらうと思ひます。
其後資料二の通り昭和九年六月五日分筆されて民間へ売渡されています。
即ち、
△四十二番地一
四十二番地一―二 昭和八、五、二五に四十二番地一―に合併
に付き欠
△四十二番地一―三
△四十二番地一―四
△ 一五
△ 一六

〇・五坪道路

に分筆され実質上四区画があり、それぞれ持主が変更しましたが、其の利用状況はなかなか複雑で現況で直にこれだとすぐ判る様にはなっていない。唯、資料三の図面で赤で示したハヤシビルが四十二番地の五に当ります。

以上が調査出来た概況ですが、寄附目的の教育施設費の主旨がどの様に活かされたかは今とまでは判りません。恐らく寄附者の了解は得たものであらうとは思ふし、寄附目的が施設費となつていことから換金して利用するといふ意志があつたものと考えられますがその金が何所に使はれたかは判らない事です。残念なことです。唯、当時でも、今でも、公への寄附は用途について条件をつけることなく、しかも寄附を許可するといふ形をとつているのが普通であります。

唯、民間へ売却された昭和九年といふ年は九月に室戸台風があつた年であり、多くの小学校が倒潰した年でありますから、その復旧の為の費用に充てられた事は充分考えられます。

以上の通りでありますので取敢えず御報告します。

一月十五日

丸山博先生

中山信正

尚昨年（昭和五十八年）十二月二十七日を以つて教育委員の任期満了にて退任しました。ホツとしています。

以上が中山信正氏からの書信三枚の筆写である。

なお、資料一は寄附調書の一部と大正十一年十二月十三日付教育部長から庶務課長あての文書六ページ分コピー三枚。

資料二は市所有地から民間所有地への分筆変更記録二枚分コピー一枚。

資料三は縮尺1/1650コンピューターNo.1419の地図一面のコピー一枚

以上資料一、二、三は公文書の実物を或は公文書からの覚書をゼロックス転写したものである。

資料一⑨

寄附調書

目的	数量価格	単価
教育ノ施設費	地所貳百四拾貳坪五勺 全地上建物并ニ物件共	地上物件共 坪二千五百円
	此見積価格六十万五千二百二十五円	大正十一年 一月二十七日
	大阪市東区今橋二丁目四十二番地 東京市麴町区下二番町二十七番地	吉田顯三

資料一のつゞき⑨

教乙第一六三九号

大正十一年十二月十三日

教育部長 印

庶務課長 殿

客月二十八日付庶乙第四六四号ヲ以テ御照会相成候吉田顯三寄附ニ係ル件ハ左記ノ通りニ候条此段及回報候也

記

一、土地所在並ニ坪数

大阪市東区今橋二丁目四十二番地

一、宅地二百四十二坪五勺

一、建物明細

別紙調書ノ通り（省略―引用者）

資料二⑨は公文書からの記録者の覚書の筆写しであるために一見わかりにくいので判読しやすい様に筆者が、再編し書きあらためた。

「地番変更、住居表示による変更なし」との註書により、年次順に「地番」別に、「所有者変更」の一覧表を次の様に作表した。

資料二

大正十三年六月二十日分筆

四十二番地一―二二〇・八八坪 道路用地□

四十二番地一―二二一・一七坪 学校敷地

昭和八年五月二十五日

四十二番地―二を四十二番地―一へ合併

昭和八年六月二日 分筆

四十二番地―一―二四一・五五坪

四十二番地―三―〇・五坪 道路

ここまでが市の所有地であったが昭和九年六月五日分筆し次の如く市の所有地は民間に転売買された。売買価格は記入されていない。

昭和九年七月十六日売買され所有者は次の通り。

四十二番地―一 岩井昭

四十二番地―四 不破福造

四十二番地―五 竹内種造

四十二番地―六 朝田卯一

それからは私有地として、昭和十九年以降は次の様に所有者は変わった。

四十二番地―一は昭和十九年五月十七日山岡規志子へ

四十二番地―四は昭和十九年四月十七日出資

四十二番地―五は昭和二十年十月二十七日伊藤

以上が資料二の第一ページのコッピ―から筆者が整理したもので、次はコッピ―第二ページにうつる。「東区今橋一丁目四十二番地がメートル法表示で地積が、また所有者氏名」が次のように、また？をつけて書かれている。

四十二番地―一 一九九・六三^m 山岡規志子

―四 一九九・六三^m 白石商事(?)

―五 一九九・六〇^m 林隆

―六 一九九・六三^m 朝田辰子(?)

次は所有者の変更と、その年次が書かれている。

四十二番地―四 不破証券、昭和24、不破不動産、昭和29、東西不動産、昭和

和41、合併

四十二番地―五 昭和24、大阪証券、昭和32、敷島不動産、昭和35、山証

券、昭和43、愛宕サービス、昭和49、第一証券、昭和49、

林隆

四十二番地―六 昭和51、朝田辰子外、昭和55、朝田辰子

以上で資料二の紹介はおわる。この様に資料二では大阪市へ吉田顕三から寄附された土地並びに物件の利用状況が明らかに、今更でない状況だと云う中山信正氏の結論を彼の名前にあやかりそのまま信用することにしてしまつたが、実はこの吉田顕三の大阪市への寄附行為のことは、当時の関一市長が弔詞でのべているように、また現在においては大阪市内には国公立大学で、僅かに残っているのは大阪大学医学部（これも近く吹田市の大阪大学敷地へ移転の予定）と大阪市立大学だけである。吉田顕三にしても、関一にしても、大阪市民文化のために、少からざる念願を持つていたことは、彼等の事蹟から推察にたたくない。とすれば、筆者の吉田顕三との思ひもかけない関係から、彼の大阪市への寄附行為の顛末については、明らかにしたいのは人情と云うものでもあらうし、大阪大学史の史実からも、単なる好事家たるの批判をたとへ、うけるとしても、それに値しない、重大なる問題を示唆していると、筆者は確信して、世の識者にこの「九」の主題を検討してもらいたいと問題提起を試みたが、残念ながら、この程度の事実しかつかむことができなかった。

それも、この調査は大阪市長秘書を通じて依頼したが、なかなかいかどらず、幸ひにも大阪市教育局委員会委員長の任期切れの寸前にたまたま出会つた同学の中山信正氏の好意で、以上のことが判明した。

ここに同氏の友情を謝す。

然し問題は吉田顕三のことをはなれて、この種の寄附行為の一般的問題にも言及せざるをえない。それは大阪帝国大学が大阪医科大学を医学部とし、理学部を新設して、創設された時に、大阪市民の寄附者氏名が冠せられていた研究諸施設が国に寄附され、その後その寄附者氏名の名称を記念する記念プレートにだけ止めて、個有名称を冠した施設名称は全廃されてしまった。

このことは諸外国の大学においては、むしろ寄附者の好意を呼称に冠して、ながく記念するのとくらべて、今更の様に、いろいろの感慨がないわけではない。それは本稿の目的とは関係があるまいと評せられるであらうからこれ以上は述べないが、文化史論を大学史が無視しないとすれば一考を願ひたいところである。

十 ち す び

筆者の大阪大学史への私案には、最初には緒方洪庵の適塾があつた。適塾については『適塾の人々』の著者大阪毎日新聞社記者浦上五六氏と肝胆相照して、適塾記念会の理事として筆者らは「門弟調査」の事業をすゝめる計画を具体化した。当時の大学事務局長中村新一氏の協力で、種々の計画は実行された。たとへば、大学の新講堂の「こけらおとし」に新劇を郷田恵氏の劇団に演じてもらつたり、緒方洪庵先生没後百年記念行事の一つとして映画「洪庵と一〇〇〇人の若者たち」を製作してもらつたりしたが、これらはまさにパーフォーマンスであ

つた。幸に、「門弟調査事業」は「適塾改築事業」とともに着々とその文化的事業の成果をあげつゝあるも、文化史としての制度上医学・医療の教育と研究の点での、いわゆる医学史的課題としての研究課題となるのには未だ機が熟さない憾がある。すでに筆者らは大阪大学医学部において、「医学史研究会」を創設し（一九六〇年）「医学史研究」誌を創刊（一九六一年）して現在にいたるも、「大学史研究」の課題は大阪大学の恒久的施設においては定着しかけた「大阪大学五十年史」編纂事業の完了後に引きつゞき実質的なものになるであらうことを期待したが、仄聞するところでは、それは一過性の事業におわりそふである。ちなみに「大阪大学史紀要」とは「大阪大学」の進展とともに歩みつゞけるものと筆者は考へていたのであるが、これは妄想か。「大学」とは文化史的発展の前駆的役割を果すものではないのか。これは筆者の余計な言い分なのか。

この拙稿「吉田顕三論」の目論見は未完のまゝ、わづかに「吉田顕三のこと」になり、さらに『回想録』補遺にとゞまり、さらに「著書のこと」に限局され、しかも吉田顕三の遺志についての二つのこと「聖運録」と「旧邸・宅地寄附」のことが、未熟なまゝ「大阪大学史紀要」の最終号（？）に掲載してもらへることは望外のことだと感謝すべきことか。創刊号から指命され執筆依頼をうけての吉田顕三論がこのようなかたちであることを不満とするも、病後の老体のためと寛恕されよ。他日を期したい。（まるやま ひろし）

追記 中野操博士は昭和六十一年三月二十一日歿、行年八十八歳。つひに本稿をこらんにいれらず。残念。